

ラインラント＝プファルツ州制限措置（3月4日以降）

1. 感染予防措置

●ラインラント＝プファルツ州では、3月4日より以下の措置が適用されます。

- (1) 飲食店および宿泊施設では、3Gルールの下、入店および利用が可能。
- (2) クラブ・ディスコは2Gプラス・ルールの下、営業再開可能。
- (3) 2千人以下が参加の行事については3Gルール、2千人を上回る行事については2Gルールの下、実施可能。
- (4) 屋内行事参加者は収容可能人数の60%までとし、最大6千人が参加可能。
屋外行事参加者は、収容可能人数の75%までとし、最大2万5千人が参加可能。
- (5) 以下に該当する行事の場合、マスクの着用義務が適用されます。
 - (ア) 参加者が250名を上回り、かつ非着席型の屋内行事
 - (イ) 参加者が2000名を上回る屋内行事

●隔離措置については、下記在ドイツ日本国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD3

※参考1（ラインラント＝プファルツ州政府プレスリリース）

<https://corona.rlp.de/de/aktuelles/detail/news/News/detail/ministerpraesidentin-maludreyer-mit-verantwortungsbewussten-oeffnungen-und-lockerungen-schrittweise-2/>

※参考2（ラインラント＝プファルツ州州令）

https://corona.rlp.de/fileadmin/corona/Verordnungen/31_CoBeLVO/220302_31_CoBeLVO.pdf

2. 検疫措置

下記在ドイツ日本国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2